

### 学校における教育活動について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策については、適切に対応していただき感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が解除され、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準に基づき、今後も感染症対策を継続した上で、教育活動を行いたいと考えております。

つきましては、以下のとおり、留意事項等についてご確認くださいようお願いいたします。  
なお、状況によっては、変更する場合があります。

#### 記

#### 1 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

鹿児島県の感染レベルは「レベル1」（詳細は、裏面参照）

#### 2 学校の役割

学校医等と連携した保健管理体制を整え「新しい生活様式」を実施するために、学校全体で取り組み、子どもの学びを保障します。

#### 3 健康管理について

- (1) 登校前に自宅で体温を測定し、健康観察を十分行い健康観察カードへ記入・提出してください。なお、体調が悪い場合（発熱や咳など）は、登校を控えてください。
- (2) 登下校や授業中は、原則としてマスクを着用させてください。
- (3) 水筒・タオル（手洗い・顔洗い後等に使用します）を持参させてください。
- (4) 十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、抵抗力を高めるために、生活リズムを整えてください。

#### 4 授業等について

- (1) 6月1日（月）より全学級で授業時間を通常の45分授業、学習準備・手洗い等の時間を10分に戻します。なお、下校時刻が、若干（5分程度）遅くなります。
- (2) 授業中は、感染リスクを可能な限り低減しつつ、段階的に実施可能な教育活動を行います。なお、学習用具等の貸し借りをさせません。

#### 5 感染防止のために

- (1) 原則マスクを着用させ、こまめな手洗い・顔洗い・うがいの徹底や咳エチケットの励行、手指消毒や換気を行います。なお、体育や遊び・運動時は、マスクを外します。
- (2) 授業形態や内容を工夫し、児童の接触を避けます。なお、児童間のスペースを可能な限り確保しつつ、グループ活動等を行います。
- (3) 給食時間は、配膳等の工夫や机を向かい合わせ（対面）にしないなど、机間の距離をとります。
- (4) 密集・密接・密閉の3密を避け、「新しい生活様式」を基に感染防止に努めます。

#### 6 その他

- (1) 児童の状況等を的確に把握するなど、心のケアに適切に取り組みます。なお、感染者等に対する偏見や差別が生じないようにご家庭でも十分話し合ってください。
- (2) 金管バンドは、練習日数や時間短縮、パート別練習等の工夫をして行います。
- (3) スポーツ少年団等の活動は1日2時間以内、週3日以内とします。感染防止を徹底し、練習メニューの工夫や、用具等の消毒などを行ってください。また、6月12日（金）までは合同練習や練習試合等は自粛してください。（詳細は、各団で確認する。）
- (4) 今後の情報につきましては、「連絡メール」等を送信しますのでご確認ください。
- (5) ご家庭で困ったことや感染が疑われるような場合は、学校へご連絡ください。

## 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

| 地域の感染レベル | 身体的距離の確保                      | 感染リスクの高い<br>教科等                  | 部活動<br>(自由意思の活動)  |
|----------|-------------------------------|----------------------------------|---|
| レベル3     | できるだけ2m<br>程度(最低1m)           | 行わない                             | 個人や少人数での<br>リスクの低い活動で短<br>時間での活動に限定                       |
| レベル2     | できるだけ2m<br>程度(最低1m)           | リスクの低い活動から<br>徐々に実施 <sup>2</sup> | リスクの低い活動から<br>徐々に実施 <sup>2</sup> し、教<br>師等が活動状況の確<br>認を徹底 |
| レベル1     | 1mを目安に<br>学級内で最大限の<br>間隔を取ること | 十分な感染対策を行<br>った上で実施              | 十分な感染対策を行<br>った上で実施                                       |

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域  
(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間な  
どで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規  
感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)  
都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等  
で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新  
しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24  
条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路  
が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間  
注意を要する地域

・「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域の  
うち、レベル2にあたらぬもの(新規感染者が一定程度確認されるもの  
の、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモ  
ニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏  
まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3  
章に詳述しています。

<sup>2</sup> レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リ  
スクの高い活動を停止する」となる。